マイナ保険証への移行に伴う要介護認定事務等における

医療保険の加入関係の確認方法について

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の登録が行われたマイナンバーカード）を基本とした仕組みに移行しています。これを受け、厚生労働省より、介護保険法施行規則を含む関係省令の一部を整備する省令（令和6年厚生労働省令第119号）が公布されました。

令和6年12月2日以降の要介護認定事務等における健康保険の加入関係の確認方法につきましては、以下の方法での確認いただきますようお願いいたします。

確認方法

申請者等の状況	確認方法
マイナ保険証を 保有している	①現行の健康保険証が利用可能な期間においては、申請時点において有効な健康保険証 ②マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面（※１）」 ③医療保険者が発行する「資格情報のおしらせ（※２）」または「資格確認書（※３）」 ④自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスし、医療保険の被保険者資格情報が表示された画面
マイナ保険証を 保有していない	①現行の健康保険証が利用可能な期間においては、申請時点において有効な健康保険証 ②医療保険者が発行する「資格確認書」

※１ スマートフォン等でマイナポータルにログインして医療保険加入情報を確認できます。（「医療保険の資格情報画面」はPDF保存可能）

※２ 医療保険者から、マイナ保険証を保有している方等に対して交付されます。（「資格確認書（※３）」が交付された方を除く。）

※３ 医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方等に対して交付されます。